備考

一　標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第六十一条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあっては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）

二・三　［略］

四　この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一若しくは第三又は専門職大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学部の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学部の種類を含むものとする。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）

ア～オ　［略］

五　［略］

六　八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合であって、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア　施設の整備に要する経費　当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合（以下「専門職大学特例割合」という。）を前号アの割合に乗じた割合

イ　設備の整備に要する経費　専門職大学特例割合を前号イの割合に乗じた割合

七　収容定員が四〇〇人の場合であって、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職大学特例割合を乗じて得た額とする。

八　大学の共同学科を置く学部にあっては、八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、第五号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ同号ア及びイに定める割合を乗じて得た額（第六号に掲げる場合にあっては、当該乗じて得た額にそれぞれ専門職大学特例割合を乗じて得た額）を合計した額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

九　第五号及び第六号において、基準校舎面積とは、第四号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学部の種類（ただし、第四号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による大学設置基準別表第三のイ若しくはロの表又は専門職大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）

十　［略］

十一　専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における学部の学科に係る標準設置経費額は、前号の規定により算出した額に、専門職大学特例割合を乗じて得た額とする。

備考

一　標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあっては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）

二・三　［同上］

四　この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一又は第三に掲げる学部の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学部の種類を含むものとする。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）

ア～オ　［同上］

五　［同上］

［号を加える。］

六　大学の共同学科を置く学部にあっては、八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ前号ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額に、第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

［号を加える。］

七　第五号において、基準校舎面積とは、第四号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学部の種類（ただし、第四号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による大学設置基準別表第三のイ又はロの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）

八　［同上］

［号を加える。］